不妊治療費（先進医療）等助成事業のお知らせ

小平町では不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用された治療と併用して実施される保険適用外「先進医療」にかかる費用と交通費の一部を助成します。

＊これまで、医療保険適用となる体外受精及び顕微授精等の「生殖補助医療（特定不妊治療）」の保険適用分の自己負担額分の助成を行っておりました。

対象となる治療

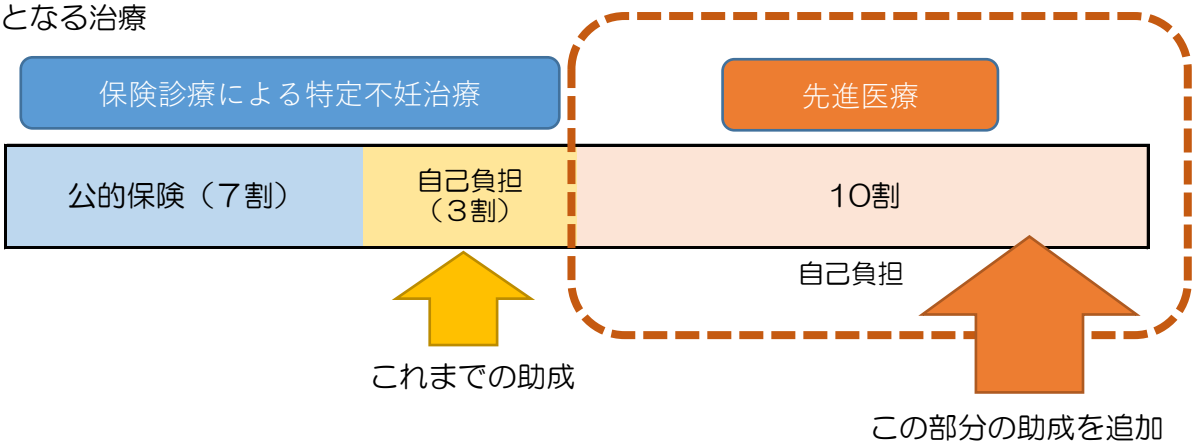

令和５年４月１日以降に治療を開始したものが対象となります。

対 象 者	先進治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次のすべての要件に該当する方 ①申請日に夫婦のいずれかが小平町に住民票がある方 ②婚姻をしている方。または事実婚関係にある方 ③町税の滞納がない方 ④助成を受けようとする治療について、他の市町村から同様の助成を受けておらず、今後も受ける見込みのない方
助成対象治療	＊別紙をご覧ください。
助成回数	【女性】　39歳以下　・・・１子ごとに６回まで 40～42歳以下・・・１子ごとに３回まで ※1回の治療とは、治療開始から妊娠確認等に至るまでの診療過程のこと。ただし、医師の判断等に基づき、治療計画を中止した場合も含む。
助成上限額	1回の治療につき 先進医療にかかった自己負担額の10分の7とし、35,000円を上限に助成
交通費助成	・自宅から医療機関までの距離に対して設定された補助基準額に3分の2をかけた額（上限あり）。1回の治療（検査も含む）に対して5回まで助成。自宅と医療機関との距離が片道25ｋｍを超える場合に助成します。
宿泊費助成	・自宅と医療機関との距離が片道100ｋｍを超える場合に助成します。1回の治療（検査も含む）に対して5回まで 10,000円を上限に助成。
必要書類	＊別紙をご覧ください。

≪問合せ先≫

子育て世代包括支援センター（保健福祉課健康づくり係内）

☎0164-56-2111（内線　269・276・277）

対象となる治療

先進医療として厚生労働省が告示している不妊治療

1．ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）	6．子宮内膜スクラッチ	11．マイクロ流体技術を用いた精子選別
2．タイムラプス撮影法による受精卵・胚培養	7．強拡大顕微鏡による形態良好精子の選択（IMSI）	12．反復着床不全に対する投薬（タクロリムス）
3．子宮内細菌叢検査（EMMA/ALICE）	8．子宮内フローラ検査	13．着床前肺異数性検査（PGT-A）
4．子宮内膜刺激法（SEET法）	9．子宮内膜受容期検査（ERPeak）	
5．子宮内膜受容能検査（ERA）	10．二段階胚移植法	

*令和5年8月1日現在の情報であり、今後追加される場合がありますので、厚生労働省ホームページ（厚生労働大臣の定める不妊治療に関する先進医療）で確認してください。

申請に必要な書類

次の書類をそろえて、保健福祉課内　子育て世代包括支援センターへ申請してください。

① 小平町不妊治療（先進医療）費等助成事業交付申請書
② 小平町不妊治療（先進医療）費等助成事業受診等証明書（先進医療を実施した指定医療機関で発行）
③ 対象となる治療費の領収書
④ 印鑑
⑤ 振込口座の通帳またはキャッシュカード
⑥ 住民票（夫または妻が町内に居住していることを確認するための書類）
　＊発行日から3か月以内のもの
　（2回目以降の申請で、前回提出した住民票が3か月以内で変更のない場合は省略できます）
⑦ 戸籍謄本（住民票で夫婦関係が証明できないとき）
　＊発行日から3か月以内のもの
⑧ 宿泊証明（領収書）等

申 請 期 限

<u>治療が終了した年度の翌年度4月末まで</u>

（期限内に申請できない場合は事前にお問い合わせください）

交通費助成額

距離区分（片道）	補助基準額	助成額 （３分の２乗じた額）
25ｋｍ以内	対象外	対象外
25ｋｍを超えて50ｋｍまで	1,430円	953円
50ｋｍを超えて75ｋｍまで	2,450円	1,633円
75ｋｍを超えて100ｋｍまで	3,200円	2,133円
100ｋｍを超えて125ｋｍまで	4,520円	3,013円
125ｋｍを超えて150ｋｍまで	5,150円	3,433円
150ｋｍを超えて175ｋｍまで	5,880円	3,920円
175ｋｍを超えて200ｋｍまで	6,720円	4,480円
200ｋｍを超えて225ｋｍまで	8,080円	5,386円
225ｋｍを超えて250ｋｍまで	8,820円	5,880円
250ｋｍを超えて275ｋｍまで	9,550円	6,366円
275ｋｍを超える	10,180円	6,786円

※「距離区分」は、自宅から医療機関までの片道距離

※「助成額」は、往復分（1回の治療につき上限5回）

宿泊費助成額

助成対象経費	補助基準額	助成額
・自宅から医療機関まで片道100ｋｍを超える。 ・通院1回につき、1泊1名分まで ・1回の治療に対して、5回を限度とする。 ＊食事代除く	10,000円/ 1回につき	10,000円 （5回まで）